

＜定例研究会報告要旨＞

第1514回（1991年9月3日）

温州みかん果汁流通の現状 と問題点

（現中国農業試験場）松 下 秀 介

平成4年度からのオレンジ果汁の輸入自由化は、国内の柑橘果汁搾汁事業と直接的に競合し、その影響はオレンジ（生果）輸入自由化の場合よりも多大であると考えられる。またオレンジ果汁の輸入自由化により、国内の果汁工場は、果汁搾汁事業からの離脱か、輸入オレンジ果汁に完全に依存した経営の存続かの選択に迫られるであろうという意見もある。輸入オレンジ果汁と温州みかん果汁を果汁飲料原料として捉えた場合、輸入オレンジ果汁は相対的に安価であるという優位性をもつ。しかし、国内の柑橘果汁搾汁事業は原料果汁の生産のみを目的として存在しているのではない。柑橘果汁搾汁事業を考える場合、その柑橘作との関連を無視することはできない。

まず、柑橘果汁搾汁事業の柑橘作における意義を考察する。

国内温州みかん作は、周知の通り、昭和36年の農業基本法ならびに果樹農業振興特別措置法の制定による政策的奨励により爆発的に拡大し、昭和47年には収穫量350万トンを突破するまでに至った。しかし、一方で過剰による価格暴落、いわゆるみかん危機が問題となり、昭和45～49年に過剰生産量の処理を目的として温州みかん主産14県に農協系果汁工場が設立された。これが現在の柑橘果汁搾汁事業の始まりである。昭和50年代に入り、国内温州みかん作は生産者の自主的調整と政策的な園転・廃園の奨励により縮小傾向を辿り、みかん危機における過剰は解消された。そして、柑橘果汁搾汁事業の役割は、過剰生産量の処理から果実消費の多品種少量消費傾向と柑橘生産の年次別豊凶差による生果供給の不安定に起因する生果需給の調整と隔年結果現

象の調整へと変化してきている。

以上のように、柑橘果汁搾汁事業は生果需給の調整と隔年結果現象の調整として機能しており今後も機能し続ける必要がある。では、その存続についての問題点は何か。そこで果汁工場の経営存続の問題点を温州みかん果汁流通の観点から考察する。

果汁工場の経営は、その工程により搾汁ライン（工程）と製造ラインの2部門に分類できる。まず、搾汁ラインの問題点は、加工原料用果実の確保にある。オレンジの輸入が自由化された平成3年度における国内温州みかん作は、栽培面積7万9千ヘクタール・収穫量180万トンの規模であり、加工仕向けとして30万トン程度が見込まれている。しかし、ピーク時には100万トン程度の果実の加工実績のある国内果汁工場の規模にとってこの仕向け量が十分であるとはいえない。次に、製造ラインの問題点は、果汁工場と大手ボトラーとの製品加工の受委託関係にある。果汁工場は搾汁ライン稼働の季節性、温州みかん果汁搾汁量の制限により、大手ボトラーブランドの各種飲料（オレンジジュースからコーヒー飲料などの清涼飲料まで）の受託製造により周年稼働体制を維持している。

以上のような問題点に加え、平成4年度におけるオレンジ果汁輸入枠の撤廃と近年の健康指向・本物指向による天然果汁ブームにみられるような果汁に対する需要の拡大に対応して、大手ボトラーが果汁飲料製造部門を拡張する動きを見せており、この動きが農協系果汁工場の製造ラインと直接的に競合する可能性が考えられる。

柑橘果汁搾汁事業は、柑橘作の需給と隔年結果現象の調整という意味を持つが、オレンジ果汁輸入自由化を目前にして果汁工場経営の面でその存続の危機に見舞われており、全国的な柑橘作の規模に応じた国内柑橘果汁搾汁事業の規模の縮小、つまり果汁工場の整理統合が今後の課題の一つである。

第1515回（9月10日）

メキシコ・モレロス州の米作

明 石 光一郎

メキシコ・モレロス州の米作は発展途上国としては驚く程高い収量を誇っている。公式統計によると1980年以降毎年6 t/ha以上の収量を記録し、1990年には7 t/haをも超すものとなっている。しかし、そのような高収量にもかかわらず、モレロス州の米生産量は減少傾向にある。それはひとえに米収穫面積が減少し続けていることによる。米収穫面積は1960年には8,806haであったのが1990年には3,069haにまで減少しているのである。

これほどすぐれた生物・化学的技術をもつモレロス州において、なぜ収穫面積が減少し続けるのであろうか。収穫面積減少の主たる原因の一つとして労賃の上昇、とくに田植や収穫における労賃上昇が経営を圧迫し、米作離れをひきおこしているといわれている。そしてその労賃上昇に対応するために、メキシコ国立農林業研究所（INIFAP）では日本の国際協力事業団（JICA）の技術協力のもとで、米作機械化のプロジェクトを推進している。すなわち、田植機およびコンバインを導入することにより、米作のコスト低下をめざしているのである。

筆者はかかる状況にあるメキシコ・モレロス州の米作農家を訪問して、聞き取り調査を行った。その主たる目的は、米作機械化について農民レベルでどのような意見をもっているのかを知ることと、試験場レベルで実験が行われている農業機械技術が現実に農村に適用可能かどうかの研究の一助にするためであった。

以下に主たる調査結果を述べておく。これはモレロス州クアウトラ県のエヒド・クアウトラという村落に関するものである。

まず現実の農業機械化についてであるが、機械化が行われているのは、耕起作業にトラ

クターが使用されているだけであった。トラクターを所有している農家は調査農家28戸のうち61%にあたる17戸であった。所有していない農家は、所有している農家に1ha当たり10～15万ペソで耕起作業を請け負わせていた。

つぎに田植機については、知っていると言えた農家が56%であった。田植機を購入したいかという質問に対しては、購入したいと言えた農家が31%、購入したくないと言えた農家が44%、条件次第であると答えた農家が25%であった。

コンバインについては、知っていると言えた農家が58%であった。コンバインを購入したいかという質問にたいしては、購入したいと言えた農家が41%、購入したくないと言えた農家が59%であった。

田植機を購入したくないと言えた農家、条件次第であると答えた農家、コンバインを購入したくないと言えた農家について、その理由は機械の価格ではなく圃場条件にあった。すなわち圃場整備が行われておらず、ぬかるみの多い土壌であるために、田植機やコンバインの導入は物理的に困難だということであった。したがってまず圃場整備事業を行うことが先決であるといえよう。

第1516回（9月17日）

イギリスにおける農政の新展開

柘植徳雄

ECでは1992年末に向けて市場統合が進展中であり、またウルグアイ・ラウンドの側圧を受ける中で農業保護の見直しが行われている。こうしたなかで農政も新たな展開を迫られている。2月に実施した現地調査を踏まえて、最近のEC農政の動きをトレースし、イギリスを事例にその施策の具体的内容について紹介した。

1. ECの農政改革の基本方向を整理すれば、①需給調整政策の展開と、所得政策における直接所得支払いの導入、②農業政策への環境政策の導入、③農業における地域政策・農村政策の強化、となる。①を具体的にみれば、牛乳の出荷割当制の継続・強化、穀物等における市場メカニズム重視及び補足措置としてのセット・アサイド導入、それに保護水準引き下げのもとでの限界地・限界農場に対する所得援助措置の強化を指摘できる。②の環境政策は環境保全地域（ESA）政策、生産粗放化政策、農場内植林助成政策などから成る。また③の地域政策・農村政策としては、条件不利地域（LFA）農業政策、農業経営多角化政策、構造関連基金の改革による地域政策の展開が挙げられる。

こうした農政改革の背景には、農産物過剰問題の深刻化と財政負担の増大、農業調整の国際的圧力、1992年市場統合に伴う農業財政節減圧力と地域間の経済格差拡大阻止の要請、そして環境・地域問題への関心の高まりがある。

農政改革の最新局面として注目されるのはマクシャリー提案である。穀物価格の大幅引き下げと直接所得支払いの導入がその特徴であって、その成り行きはウルグアイ・ラウンドの展開にも影響を与えるであろう。

ECの農政改革を評価する際には、1980年代の国際農産物市場の混乱にECが大きくか

かわっているとしても、ECの農業保護が、先進福祉国家としてのECの手厚い福祉政策、ならびに巨大市場への移行過程で発生した寡占体制、などの結果生じた経済停滞によってもたらされた面のあることを、忘れてはならないであろう。そのほか、ドイツを先頭にECが農業環境分野で積極的である点は評価するべきであろう。

2. イギリスにおけるEC農政改革の具体的展開として、LFA農業政策、農業投資補助政策、ESA事業、農場内植林助成事業、セット・アサイド事業、農場経営多角化事業、硝酸塩汚染監視地域事業、肉牛・羊粗放化事業、農業関連の地域政策などを取り上げ、その内容についてみた。

イギリスの場合に特徴的なのは、農業環境政策に対する取り組みの熱心さであろう。1984ないし85年を境に、イギリスの農政は近代化農政の正当性の擁護から環境政策の導入へと転換したが、その背景には、環境勢力の増大ならびに農業保護削減の動きの中で農業団体・農務省が路線変更を図ったことがあった。カントリーサイド・コミッションは農業環境政策をパイロット的に実施し、資金の豊富な農務省に継承させることで、先導的役割を果たしている。イギリスにおける農業環境政策の導入についての理解を複雑なものにしているのは、ECからの受益の増大という意図も絡んでいる点である。現在、農業勢力は環境保全補償金の受給によって農業保護削減の一部をカバーしようとしているかにみえるが、環境勢力の秘められた狙いが環境破壊的な高価格支持の廃止にあることから、今後、農業勢力と環境勢力との間のあつれきが再び高まらないともかぎらない。マクシャリー提案による直接所得支払型の農業保護政策への転換という問題提起のなかで、農業勢力とは大規模農場層であったことが明確になってくる面もあり、農業のポリシー・コミュニティへの影響も注目される。

第1517回（9月24日）

アメリカの大豆生産の変動性

中 川 光 弘

アメリカの大豆生産の変動性について、大豆生産をめぐる需給環境の変化、生産立地の変化、作付面積の変動、単収の変動の側面から検討を行った。

アメリカの大豆生産は、今世紀初頭に導入されて以来、1970年代まで内外の堅調な需要に支えられて順調な拡大を続けてきたが、80年代に入ると輸出が低迷し、初めての本格的な減産に直面した。生産立地も、60年代、70年代にはコーンベルト周辺部に急速に拡大したが、80年代にはデルタ地域、アパラチア地域、南東部地域で作付けが著しく後退した。この背景には、本来的に単収水準の低いこれら地域では市況低迷に伴って大豆生産の収益性が著しく低下したこと、高単収地域との収益性の地域格差がより顕著になったこと等があった。

アメリカの大豆の作付面積は、トウモロコシ、小麦、綿花等の他の競合作物との相対収益性の変化の影響を受けており、作付面積推計式の計測結果からも、これまでの作付面積の推移が前期作付面積と前期の大豆と他の競合作物との相対価格比ではほぼ説明されることが確認された。大豆作付面積の短期の弾力性として、大豆とトウモロコシの相対価格比については0.193、大豆と小麦の相対価格比については0.123、大豆と綿花の相対価格比については0.105の値が計測された。また、不足払制度の対象となっていない大豆では、特に市況低迷期に農家所得が不安定で、トウモロコシ農家に比べ政府による所得補償の程度が低いことも、大豆作付面積の縮小の1つの要因になっている。

アメリカの大豆単収は、趨勢的には技術進歩を主因に穏やかな上昇を続けてきたが、単年度毎には気象変動や病虫害発生によって激

しい変動を繰り返してきた。コーンベルト5州の1940年以降の大豆単収の推移は、単収の趨勢的上昇を説明する3次トレンド式と栽培期間の気象要素でほぼ説明され、特に単年度毎の単収変動には、7月、8月降水量と8月平均気温の変化が大きな影響を与えていることが確認された。

我が国は世界最大の大豆輸入国として、毎年470万t近く大豆を輸入しており、その8割近くをアメリカからの輸入に依存している。このため、アメリカの大豆生産の変動は、シカゴ相場の変動を介して、我が国大豆市場に大きな影響を与えている。輸入国としての我が国としては、現在、安定的な大豆供給の確保の立場から、先物市場におけるヘッジング、備蓄在庫の設定等によって、生産変動に伴う価格変動リスクの回避が図られているが、これまで何度か経験した国内大豆価格の急騰が示すように、決して十分に機能するまでには至っていない。

しかし、一見不規則な変動を繰り返しているように見えるアメリカの大豆生産にも、幾つかの特徴や規則性が存在し、これらを理解することによって、ある程度の予測や事前の適切な対応も可能である。今後、生産変動に関する分析をさらに深め、需給情報や気象情報の蓄積をより充実させ、その利用度を高めることによって、より信頼性の高い安定的な供給体制の確立が期待されよう。

第1518回 (10月1日)

りんごの供給調整と空間均衡分析

梶 川 千賀子

高度経済成長期、果実消費は著しく増加したが、1970年代中頃以降、生食としての消費は低迷もしくは減少傾向に転じている。これに対して近年、果汁としての果実消費は急増する傾向にある。りんごは、このような果実消費の特徴や傾向を最も典型的に示すものの一つといえる。

りんごの場合、1960年代と1970年代に価格の大暴落を経て、紅玉や国光といった大衆品種からデリシャス系品種、さらには、ふじやむつ等への高級品種への品種更新が進展した。これは、味に対する消費者嗜好の変化に対応したものであったが、りんご価格の上昇、りんごの高級化を意味し、生食としての消費量を抑制し、さらに果汁や加工への用途を制限する方向にも作用した。

果実では、みかんにおける樹園地面積の調整や摘果を除き、実際には需給調整といえるような施策はほとんど行われていない。しかし、りんごにおいては、生食用需要の伸びの低迷や果汁の輸入自由化、品種構成と出荷時期の調整問題、産地間競争の激化など、様々な問題を内包しており、供給調整に対する生産者側の要望は年々高まってきている。ここではまず、りんごにおける生産と消費の傾向や特徴、品種構成の変化等を把握し、各地域の需要関数と供給関数を計測した。次に空間均衡分析により各地域の最適需要量と供給量、地域間移送量、およびその場合に成立する市場価格を推計し、それをもとに供給調整を行った場合の効果や影響、問題点等を予測し、分析した。これにより、つぎのような点が明らかとなった。

(1) 各市場のりんご価格は、市場間で輸送費以上の価格差が存在することがあり、各産地の出荷先にはなお調整の余地があるとい

える。

(2) 地域ごとの需要関数の計測では、高級品種の10～12月が平均0.57、1～3月が同1.08、4～5月が同1.18、大衆品種の10～12月が同0.32、1～3月が同1.04という価格弾性値が、同様に供給関数の計測では、高級品種が平均0.46、大衆品種が同0.45という価格弾性値が得られた。このように弾性値は大衆品種よりも高級品種の方が、また各品種とも貯蔵期間が長くなるほど需要の価格弾性値が高くなる傾向にあるといえる。

(3) 各地域の現状の需要関数と供給関数、輸送費を前提とし、2品種、3出荷時期モデルで最適解を求めてみると、地域間の移送関係は現実よりもかなり単純な形の解が得られた。しかしこの解では、各地域の需要量と供給量はほぼ現状値に一致しており、現状の各地域の出荷市場と出荷量には改善の余地のあることを意味している。

(4) この解をベースに、たとえば各地域、各品種、各時期の供給量を20%削減し加工へ振向けたとした場合、産地販売価額は全国計で現状の107.9%に増加し、生産者にメリットをもたらすが、各地域の品種構成や主要出荷時期に応じて、産地販売価額の増加は105.0～112.8%と地域間でかなりの格差を生じる。同様に、年内出荷を現状よりも削減し、それを越年後の出荷に振り向けるという供給調整は生産者にメリットをもたらすが、これ以外の出荷時期の変更や供給量の増加、高級品種の比率を現状以上に高めること、といった調整は生産者側にとって損失となる。また、特定地域のみによる供給調整は、供給調整の内容によって、メリットが必ずしも当該地域に帰属するとはいえないことも明らかとなった。

第1519回（10月15日）

西部ジャワ畑作農村における野菜作の展開と雇用・所得構造

（農業研究センター）横山 繁樹

調査村は西部ジャワ州マジャレンカ県に位置し、天水条件下で米、畑作物、野菜が様々な作付体系下で作られている。農業以外の産業はないが、近隣村ではレンガや屋根瓦の製造が家内工業的に行われており、調査村からも若干名が雇用されている。農閑期の乾期には、若者を中心にジャカルタやバンドンといった大都市へ、建設労働や行商など出稼ぎに出るものも多い。農家の階層構造は概してフラットで、大地主や土地無し世帯はほとんどみうけられない。1戸あたり平均経営規模は約0.4haである。

水田で、米－大豆、畑で、陸稲、大豆、トウモロコシ、キャッサバ等の混作、という作付体系が伝統的であったが、70年代半ばより、キュウリ、ナス、ササゲ、唐辛子等の野菜が導入され、水田で、米－キュウリ、畑で、野菜の混作という新たな作付体系が現われた。また、一部の農家は、近隣村より灌漑水田を3期作目のみ借り受け、栽培期間が短いキュウリやササゲを作り野菜作を積極的に展開させている。ただし、野菜作の普及は集落間で大きく異なり、就業構造の違いと対応している。集落Aでは、3割の農家しか野菜を作っていないが、世帯主の兼業従事が顕著でその職種もジャカルタ等大都市での行商や役人、教師といった安定的で高所得を期待できるものが多い。一方8割の農家が野菜農家である集落Bでは、専業農家割合が高く、兼業内容も建設労働の出稼ぎが多く、農業依存度が高い。

集落Bでは米＋畑作物から米＋野菜という作付体系の転換により、労働投入が増加、周年化し、集落全体の農業所得は3倍に増加したと推計された。野菜は生産・流通とも女性

労働の利用率が高く、雇用・所得効果は特に婦人に大きい。所得の経営規模間格差は拡大したが、階層分化はみられない。

野菜の導入は、小作制度、雇用慣行にも影響を与えた。野菜導入前は、農地の貸借は、水田稲作のみに限られ、投入財と収穫を折半する刈分け小作制度が支配的であった。野菜作は畑地にも地代を生じさせ貸借が進むが、現物（金）定額制が採用されている。それは、モニタリング・コストが高く収量も不安定なためと考えられる。また、雇用労賃の支払方法も現金＋食事から現金のみに変わりつつある。これは、野菜作では女性労働の利用が多いため食事を提供する主婦の機会費用が高まったためと考えられる。

雇用労働の利用率は、米＞野菜＞畑作物の順で高いが、雇用主と被雇用者は、地縁血縁で強く結びついており、経営規模の大小にかかわらず、相互に雇い雇われるという関係がみられる。したがって、雇用労働の大半は村内もしくは近隣村から調達されるが、労働ピークの生じる土地耕起作業には、他県からの季節労働者を雇用する農家もある。季節労働者のほとんどは、調査村から40～70km離れた灌漑水田地帯の土地無し農民で、若年で（平均年齢27～8歳）、学歴は低い（平均就学年数2年、農家の平均は6～7年）。彼らは、地元で稲作や砂糖黍栽培での賃労働に従事し、調査村には労働ピークを見計らって数人から十数人のグループを作って訪れる。農外就業は年間を通じほとんどなく、所得水準は農家より明らかに低い。

第1520回（10月23日）

アメリカの90年農業法と農業構造・輸出政策

（日本大学教授）宮 崎 宏

ガットの新しいラウンド（多角的貿易交渉）における農業分野での対立が続く中で、アメリカの90年農業法が昨年11月に成立した。この農業法の性格を明らかにすることによってアメリカの農政の基本方向を確認すると同時に農業構造と輸出政策の諸問題をさぐることにしたい。

90年農業法は85年農業法の基本路線を持続的に発展させたものになっているが、前提となったのは財政調整法による予算削減の問題であった。昨年11月に成立した財政調整法では向う5カ年間で5,000億ドルの赤字削減計画を打ち出し、農業予算についても価格・所得支持の予算削減をするために諸種の検討がなされた。しかし、現実には91年農業予算は554億ドルで、対前年比20.4%増、価格・所得支持費も108億ドルで27%増になっている。財政赤字の削減を農業部門で実現することはきわめて困難であることを証左している。90年農業法を85年農業法と対比して変更された主要点を整理してみよう。

第1に作付けの弾力化をしたことで、作付基準面積の15%まで野菜と果物を除くすべての転作を可能にした。転作された面積には不足払いは行われませんが、将来の作付基準面積がこの転作によって削減されることはない。第2に目標価格の引き下げが提案されたが、農業団体や有力議員の反対によって現行水準で凍結された。第3にローンレートの水準は小麦・飼料穀物は前5カ年平均農家受取価格の85%、米は同様に85%か6.50ドル/CWTのどちらか高い方、大豆はブッシェル当たり5.02ドルと決定した。第4に、作付削減計画はこれまで在庫数量に連動していたが、在庫率連動に変更した。第5に土壤保全留保計画

はこれまでの目標面積である4,000～4,500万エーカーは変更しないが、新しく限界地的牧草地にも拡大した。牧草地の土壌侵食が拡大しているからである。第6に輸出奨励計画は前期と同額で年間5億ドルを下限としたが、新たに高価額製品、高付加価値製品に予算額の25%以上を充当することにした。第7に特定輸出助成計画（TEAP）は販売促進計画（MPP）と名称を変更し、予算の下限は前期同様の年間2億ドルとした。また民主化促進中の国に対する輸出予算を現行水準に5年間で10億ドルを追加した。第8にマーケティング・ローン制度をこれまでの米と綿花以外に大豆等油糧種子にも設定したことである。第9に農家1戸当たりの不足払いと減反奨励金を引き下げる提案がされたが、85年法と同額の5万ドルに据置きされた。

以上が90年農業法の主要点であるが、このような農政下において農業構造は大きく変化している。その基本的な問題は階層分解が進んでいることである。年間4万ドル以下の販売額の農家が72.9%を占めているが、全農業所得に占める割合はわずかに0.2%に過ぎない。これに対して25万ドル以上の農家が4.3%に過ぎないが、農業所得は94.6%を占めている。両極分解が進み家族農業経営が危機的状況にある。

90年農業法の基本政策は価格・所得支持による農業保護政策を堅持すると同時に輸出市場戦略を強化していることである。民主化促進国に対する輸出も強化し、外交・政治物質的な戦略も組み込まれていることが特徴的である。

第1521回(10月28日)

農村の環境保全の動向と課題

合 田 素 行

地球規模から身の回りの問題まで、環境の問題が様々な形で取り上げられている。一方農業・農村は、担い手問題や米問題、そしてリゾート開発というようにそのとりまく状況はますますきびしくなり、今後どのような方向に進んで行くべきか、考える手がかりすら見いだしがたいのが実情である、と言ってよいと思う。本報告ではこうした認識から、まず農村の環境保全の問題をどのように考えればよいか、そして今後の環境保全の課題は何かを景観保全を例にとって検討する。

農村の環境保全は、広く環境政策と呼ばれる分野に属する。環境政策は①汚染規制、②自然保護、③都市美化の3つの分野に分かれる。③の都市美化というのは道路や下水の整備といった必要最小限の整備だけではなく、むしろより快適、より美的な施設等の整備を意味している。この3つの分野は、イギリスの都市計画の中でアメニティという言葉が意味してきた事柄の歴史的な分析からも抽出される。農村の環境保全にも、それらの分野が含まれるのはもちろんであるが、現在は都市美化政策に偏っている、つまり施設整備という建設事業偏重になっていると判断される。

わが国農村の環境保全につながる議論を戦後の農村施策の中からひろってみると、必ずしも多くない。混住化への対応、そして施策としては農村総合整備事業くらいがあげられようが、生活基盤、施設の整備にとどまると言ってよい。

しかし現在環境問題に対する関心の高まりの中で、全国の市町村の農政担当者が農地の農業生産以外の緑地等機能についてもある程度重視しているというアンケート結果もあるように、単に施設整備だけではなく環境保全への関心もようやく議論の対象になりつつあ

るし、またしていかなければならない。

近年農村部の市町村で景観保全条例が次々に定められている。景観保全自体は1970年代から、都市景観条例として展開をみせており、農村部のそれもその流れにのって、条例という方法、住民の参加の方法が取り入れられている。これらの条例はリゾート開発に対応した農村部の防御策と見ることができる。1960年代以降都市開発の規制に大きな役割をはたした宅地開発要綱、いわゆる要綱行政の農村版だと考えると、これら農村部の景観保全条例の重要性は明らかであろう。

しかし、農村部の景観保全については大きな問題がある。美瑛町の条例にも見られるように農業経営に関係する行為に対して規制的態度をとりにくいと言う点である。農業を行うことによって維持され、観光客もひきつける景観が、たとえば畜舎の建設によって損なわれることは許されるべきではないが、農業経営の問題もまた解決する必要があることは言うまでもない。景観保全条例がそこまでの解決手法を用意しているわけではない。が、環境保全が私権の制限を必然的に伴うとすれば、条例のような手法によりある程度規制を強権的に地域に課し、その合意の手続きを試行錯誤して求めていくことが当面必要なことだと考えられる。

農業総合研究所刊行物 第496号

1992年3月13日 印刷・発行

『農総研季報』 No. 12

編集発行 農業総合研究所

〒114 東京都北区西ヶ原2丁目2-1
電話 東京 (03) 3910-3946

印刷・製本 株式会社創造社